

令和4年12月以降の雇用調整助成金等の活用について (フローチャート)

令和4年12月以降に休業等を行ったため、
雇用調整助成金(雇調金)等を申請したい

令和4年11月以前の休業等について、
コロナ特例を活用し雇調金等を受給しましたか？

受給していない

令和4年12月以降に新たに休業等したのは、
新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を
余儀なくされたことが理由ですか？

受給している

新型コロナウイルス感染症の影響である

新型コロナウイルス感染症の影響ではない

経過措置を
ご活用ください

通常制度(一部緩和措置があります)を
ご活用ください

通常雇調金制度を
ご活用ください(※1)

「令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置(コロナ特例)の経過措置について」

「令和4年12月から新たにコロナを理由として雇用調整助成金等を申請する事業主のみなさまへ」

「通常雇調金制度ガイドブック」



(※1) 緊急雇用安定助成金は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされたことを理由とした休業のみが対象となります。

(※2) その他にも要件があります。

申請に当たっては必ずパンフレットや支給要領等をご確認ください。